

要 望 書

平成23年に発生いたしました「東日本大震災」におけるがれきの処理については、当連合会会員は、総力をあげて木質資源として再利用すべく取り組んでまいりました。今後とも、被災地の1日も早い復興への一助となるよう貢献してまいります。

さて、近年、地球温暖化が原因と思われる自然災害が各国で報告されていますが、温室効果ガスの削減は、一刻の猶予もない緊急の課題であり、原子力によるエネルギー供給に多くを望めない状況の中、バイオマス等再生可能な資源の新たな活用に大きな期待が集まっております。

このように大きな転換が求められている中で、平成24年7月に「再エネ法」が施行され、当連合会もバイオマス証明の認定団体として新たな第一歩を踏み出すことになりました。

しかしながら、現時点で未利用の廃木材を、バイオマス資源として安定的に有効活用して行くためには、まだ多くの課題が残されており、多岐にわたる木材資源のリサイクルをより一層推進するため、新たな創造性を発揮し、官民一体となって取り組むことが重要であると認識しております。

そこで、当連合会は別添の事項について強く要望いたします。

これらの事項は、持続可能な循環型社会を構築する上で、また、我が国が大震災からの復旧・復興を図り、さらなる成長を遂げる上で不可欠な課題であり、早期に実現できますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成25年1月29日

農林水産大臣 林 芳正 様

経済産業大臣 茂木 敏充 様

国土交通大臣 太田 昭宏 様

環境大臣 石原 伸晃 様

自民党再生可能エネルギー・省エネ関係団体連絡協議会会長

山本 拓 様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆

環境省

○ 廃棄物の種類について

産業廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類を確定するには不透明な部分もある。

そこで、排出実態を検証し、特にリサイクルが確実な廃棄物について廃棄物の区分を見直すなど、不透明な部分の改善を検討されたい。

○ 震災廃木材の処理について

1 震災廃木材の地域内での活用はもとより、地域外においても広域的にリサイクル利用が的確にかつ迅速に実施できるよう、政策的に対処されたい。

2 放射性物質に汚染されていない震災廃木材が風評被害等によりリサイクルの妨げにならないよう、基準の適用の徹底と、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。

○ 木くず及び木質チップ保管基準の緩和について

1 「再エネ法」に基づくバイオマス発電利用の事業者認定を取得する目的で、保管施設を改造する場合、軽微な変更として取り扱われるよう配慮願いたい。

2 木質チップのバイオマス発電利用の安定化を図るため、原料木くず及び製品木質チップの保管基準を現実的な範囲で緩和されたい。

○ 優良認定企業のインセンティブの強化

平成23年4月に創設された「優良産廃処理業者認定制度」については、優良認定の取得を促進するとともに、制度のより広い周知を図るため、既に相当年数の実績を有する者については、随時申請を受け付けるなど、申請期間の拡大について配慮されたい。

○ 産業廃棄物管理責任者制度の拡充について

本来、委託契約書やマニフェストの当事者である産業廃棄物排出事業者が、委託契約書やマニフェスト等を適正に取り扱えるよう、特別管理産業廃棄物だけでなく、産業廃棄物管理責任者制度を、通常の産業廃棄物まで拡充することを検討されたい。

○ 無許可処理業者の排除について

設置許可不要の小規模施設による廃棄物の処理が、リサイクルを阻害する大きな要因になっている。

これらの実態を把握するとともに、設置許可要件を拡大する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

- リサイクルを目的とする中間処理場内の作業の軽油引取税の免除について
軽油引取税の特例課税免除措置をさらに延長するとともに、農林業、電気供給業、木材加工業や廃棄物最終処分場と同様に、リサイクルされることが確実な木くずなどの再資源化施設内での軽油使用については、軽油引取税の免除対象に追加されたい。

経済産業省

- 再生可能エネルギーの固定買い取り制度について
 - 1 平成24年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されたが、今後のエネルギー需要を推進する上で木質バイオマスエネルギーは、天候等に左右されず24時間供給が可能なことから大いに推奨すべきと考える。
この制度の推進に当たり、未利用資源の林地残材の活用を優先し、建設系等の廃木材については、既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらないような制度設計の下に有効活用出来る措置を講じられたい。
 - 2 当面すぐにまとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等が、制度上一般木材として認定されないために混乱が生じ、制度創設の効果が薄らぐことのないよう、現実に即した法運用を図られたい。
- 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付
木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

- リサイクルを目的とする中間処理場内の作業の軽油引取税の免除について
軽油引取税の特例課税免除措置をさらに延長するとともに、農林業、電気供給業、木材加工業や廃棄物最終処分場と同様に、リサイクルされることが確実な木くずなどの再資源化施設内での軽油使用については、軽油引取税の免除対象に追加されたい。

- 震災廃木材の活用について
震災廃木材を再生資源として活用する上で、最もその性状が適しているパーティクルボードや繊維板への利用が有効な手段であることから、各ボードメーカーが復興用資材の原料として積極的かつ継続的に活用できるよう支援するとともに、その販売拡大等に寄与する施策を講じられたい。

農林水産省（林野庁）

- 「再エネ法」に基づくバイオマス発電利用事業者認定について
 - 1 バイオマス発電事業者への燃料供給事業者に商社が介在する場合であっても、その燃料の由来を正確に把握している木質チップメーカーが証明書を発行するよう

制度を統一されたい。

- 2 製材残材の由来証明は、現実的に困難であり、その趣旨から、製材工場等が建設系でないことを証明すれば事足りるよう、手続きを簡素化されたい。
- 3 当面すぐにまとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等が、制度上一般木材として認定されないために混乱が生じ、制度創設の効果が薄らぐことのないよう、現実に即した法運用を図られたい。
- 4 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付について
木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

○ 森林整備等の補助金について

森林の再生において健全な森林を育成することは大変重要な課題であり、今後、新たな産業としても有望視されていることから、国や県からの補助金等は有効に広く利用されるよう施策を講じられたい。

また、新たな取り組みに当たっては、健全な企業経営に至るまでには相当な試行と経験を要することになるため、補助金等の金額においてもフレキシブルに見直しを図られるよう施策を講じられたい。

国土交通省

○ 「再エネ法」施行に伴う建設系廃木材の活用について

「再エネ法」の施行に伴い、従来建設系廃木材を利用していたバイオマス発電事業者が、固定買い取り制度の対象燃料に移行して、廃材系チップの流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。

○ 建設工事及び建設業の種類追加について

解体工事中の事故、廃棄物の不適正事例等が近年多発していることから、廃棄物の適正管理を徹底するため、「建設業法」の許可対象に「解体工事」及び「解体工事業」の追加を検討されたい。

○ CCA処理木材の取り扱いについて

CCA処理木材の取り扱いについては、木質チップメーカーや、マテリアル・サーマルユーザーにおいてはその管理体制が徹底し、適正に対応しているが、建設現場においては、いまだ監視や分別が不十分な例が見受けられる。

建設業界への指導の強化とともに、CCAを含む木材の分離・回収・再資源化の技術開発・施設整備等、必要な措置を講じられたい。

